

國第五回 參議院遞信委員會會議錄第三號

(一九〇)

昭和二十四年四月二十一日(木曜日)

午前十時五十三分開会

本日の會議に付した事件

○郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一
部を改正する法律案(内閣提出)○郵便法等の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○簡易生命保険法案(内閣提出)

○福島縣大屋村大里に無集配特定郵便
局新設の請願(第五号)○白河局の電話交換方式変更促進に關
する請願(第二十一号)○郡山 猪苗代兩局間直通電話回線設
置に関する請願(第二十三号)○喜多方局の電話交換方式変更に關す
る請願(第四十四号)○東京、郡山間直通電信回線再開に關
する請願(第六十四号)○福島局の電話交換方式変更に關する
請願(第九十四号)

○小委員の選任の件

○委員長(大島定吉君) それではこれ
から開会いたします。日程に従いまし
て郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一
部を改正する法律案、郵便法等の一部
を改正する法律案、簡易生命保険法案
の三案を議題といたしまして、政府當
局の提案理由の説明を聽取いたしま
す。○國務大臣(小澤佐重吉君) 只今議題
となりました郵便爲替法及び郵便振替
貯金法の一部を改正する法律案の提案
理由を御説明申上げます。我が國は終戰後連合國總司令部の指
令により、外國との間における資金、爲替等の流通、移動は認められていな
かつたのであります。昨年の六月連
合國最高司令官の覚書によつて、我が
國が万國郵便條約の關係約定に加入を
申出ることを、包括的に承認されたの
であります。従いまして近く爲替交換
率の決定が行われるものといたします
れば、これに伴いまして郵便爲替及び
郵便振替の制度の利用が強く要望され
ることと思われますので、万國郵便條
約に附屬する郵便爲替約定及び郵便振
替約定に加入することにつきましては、
昨日國会の御承認を得た次第であります
が、これらの郵便爲替及び郵便振替
の料金につきましては、右約定にその
基準が示されておりませんので、具体的
な料金額については、一々法律で規定
するよりも、その基準を超えない範囲
において命令で規定する方が適当であ
ると考えまして、この法律案を提案いた
しましたような次第であります。何卒御
審議の上速やかに御議決あらんことを
お願いする次第であります。次にこれ又只今議題となりました郵
便法等の一部を改正する法律案につい
て提案の理由を御説明申上げます。
通信事業は終戦の年を境といたしま
して未曾有の經營難に陥り、毎年少な
からぬ赤字に苦しんで参つたのであり
ます。これがため私共といたしまして
は、極能力率の増進、経費の節約に努
めまして、終戦の立ち直りを策したの
であります。因よりこれのみを以て
して、到底逐年増大する赤字を解消
することは不可能でありまして、昭和
二十年度におきまして創業以來初めて
の赤字借入れをなすの止むなきに至つ
たような次第であります。そればかり
ではなく、一面數次に亘つて料金の改
訂を行つて参つたのであります。料
金の引上げについては、一般國民生活
や諸物價に急激なる影響を與えないと
考観しました結果、勢い不足額は
一般會計からの繰入金によらざるを得
なくなりましたことは、皆様御承知の
通りであります。第三種郵便物のうち、発行人又は賣
捌人から差出されますところの官公報
及び新聞と、第四種郵便物のうち盲人
用点字の書籍、印刷物等につきまして
は、料金徵收上の便宜を考慮いたしま
して、現行の五十銭を八十銭といたし
たような次第であります。尙第四種郵便物のうち、通信教育の
ために差出されるものにつきましては、
は、特に通信教育が教育の民主化と機
会均等とを保障するものとして過般制
定せられました學校教育法等の法令で
新らに制度化されて、重要な意義を
有するようになりました点に鑑みまし
て、その主要な教育手段であります。
郵便の利用を容易にするため、第三種
郵便料の平均五十割程度の增收を期待せざるを
得出しなかつたのであります。このため
にはやはり各種郵便料金についても平
均五割程度の値上げを必要とするの
で、ここに郵便法を改正することにいた
たしたのであります。第五種郵便物即ち種子等につきまし
ては、料金徵收上の便宜をも考慮しま
して、現行の五十銭を一円といたした
たしたのであります。次に郵便料の引上げに伴いまして、郵
便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金に
関する料金のうち、郵便によりまして
書類の送達を必要とする取扱料金、即
ち再度貯金通帳の發行請求、各種再度
証書の發行請求等の料金につきまして
は、所要の郵便料金を上廻る程度に引
上げました外、郵便振替貯金業務にお
きまして、加入者に賄渡す用紙の代金
をその調整の原價を考慮して若干の引
上をすることにいたしたのであります。

尚郵便料金の引上に關連しまして、

の小口振運賃との權衡を考慮して特に
低廉に定めるのを適當といたしますの
で、遞信大臣は省令で一般小包郵便物
の料金の百分の三十一の金額まで低減
できることにいたしましたのであります。

書留郵便物を亡失又は毀損しました場合における損害賠償額が現行では四百円となつておりますのを六百円に改めました外、通貨以外のものを内容とする保険振替郵便物の損害賠償額及び代金引換郵便物の最高制限額をそれべく五千円から五万円に引上げることにいたしたのであります。

以上でこの法案の提案の理由を御説明申上げましたが、何とぞ十分御審議の上適当な御決定あらんことを希望する次第であります。

最後に簡易生命保険法案の提案理由について御説明申上げます。法案制定の趣旨は、法の民主化を図るため、從來の法体系を改めて、保険契約に関する基本的事項を除くその他事項は簡易生命保険約款に譲り、併せて最近における経済事情の推移並びに民法の改正に伴い必要な規定を設ける等のため、從來の簡易生命保険法を廃止し、新たに簡易生命保険法を制定しようとするものであります。以下法案のうち現行法と異なる主な点について御説明申上げます。

第一に、法案におきましては、新たに法律の目的を掲げて、この法律制定の精神を明示して、あまねく加入者にこれを周知せしめることとし、併せてこの事業が國の經營する非営利事業であること、並びにこの事業の管理經營の主体が郵政省であることを事業の基本法たる法案に規定したのであります。第二に、この法案につきましては保険契約に関する事項の中、その基本的なものは法律に規定し、その他はすべてこれを約款に譲るものとしたのであります。従来はこれらの事項は、すべて法律の委任に基く政令と命令で規

定されていたのであります。ところでも保険契約は純然たる私法上の契約でありまして、政府と加入者は全く対等の地位に立つて契約をするものであります。従いましてこの契約の條項を定めますには、法規の一形態である命令で定めるとは妥当であるとは申されないのであります。かようなことは法規の形でなく、約款で定めるのが適當であるといふ見解によりまして、このように改めた次第であります。併しこの約款は政府の一方的恣意によつて定めることは民主的な行き方とは申されませんので、この約款を制定し又は改正するには、学識経験者、加入者代表より成る簡易生命保険郵便年金事業審議会の議を経ることを要するものとし、保険約款はこれを官報で公示すると共に、別に郵便局前に掲示して公衆の閲覧に供することとしたのであります。

第三に、保険金の最高制限額の引上についてであります。最近物價の急激な高騰に伴い、現在の保険金最高制限額二十五万五千円によりましては、よく國民生活の安定を確保し制度本來の機能を十分に發揮することができなくなりましたとの、他面事業それ自体としても高額契約を獲得することによつて、努めて事業費の低減を図る必要がありりますので、ここに保険金最高制限額を五万円に引上げることにいたしました。尙事業の合理化を図るため、最低保険金額を五千円にしたいと考えております。

第四に、保険契約の乗換についてであります。御承知のように保険金は過去数回に亘り小刻みに引上げられました結果として、数個の小額の契約が多

数あることは止むを得ないことであります。が、経済事情の推移に伴いまして、かような契約をもつている加入者は少からぬ不便を痛感しており、又政府も事業経営者として多額の事業費支弁に悩まされておりますので、ここに新たなような契約の責任準備金を引当てるとして、より高額の契約に乗り換える途を開くことにいたしました。

最後に被保険者が保険契約の効力発生後二年を経過した後（復活の効力発生後一年を経過しないものを除く。）において不慮の事故その他不可抗力又は第三者の加害行為によつて身体の外部に生じた傷害を直接の原因として被害の日から二ヶ月以内に死亡したときは、保険金の倍額支拂をすることになります。

第三者的加害行為によつて身体の外部に生じた傷害を直接の原因として被害の日から二ヶ月以内に死亡したときは、保険金の倍額支拂をすることになります。尙身体の外部に生じた損害によらない場合でありましても、疾病による死亡の場合を除いて不慮の事故その他不可抗力又は第三者の加害行為による死亡であることを保険契約者又は保険金受取人が証明したときも、同様に保険金の倍額支拂をすることにいたしましたのであります。

以上のような次第であります。で、何とぞ十分御審議の上にいずれの法案も速やかに御決定あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(大島定吉君) 皆さんにお詫び申します。只今大臣の御説明に対し、お聞きいたしましたのは、只今大臣の御説明に対する質疑は次回に譲りたいと思ひます。が、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大島定吉君) 御異議がない

○委員長(大島定吉君) 小林君の動議

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大島定吉君) 認めます。速記を止めます。

(速記中止)

○委員長(大島定吉君) 速記を始め

介議員が見えませんので、新谷さん一つ代つてお願ひいたします。

○新谷寅三郎君 電務局長が見えませ

んね。

○委員長(大島定吉君) 只今のは後廻

しとして、政務次官が参られますまで

内閣に送付するものと決定いたしました。

○委員長(大島定吉君) 前回の審議いたしました付託番号、五号、二十一号、二十三号、四十四号、六十四号、九十四号、この六件に関しましては、これを探査し、内閣に送付するものと決定いたしました。

○委員長(大島定吉君) 申します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大島定吉君) 御異議がない

○委員長(大島定吉君) 中村正雄君、渡邊甚吉君、深水六郎君、尾崎行輝君、千葉信君、以上六名を御指名申上げます。中村正雄君、小林勝馬君、渡邊甚吉君、深水六郎君、尾崎行輝君、千葉信君、以上六名を御指名申上げます。小委員会の委員長は小委員において互選の結果委員長までお届け願いたいと存じます。それではさよう決定いたします。では本日はこれにて散会いたします。

○委員長(大島定吉君) 申します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大島定吉君) 御異議がない

○委員長(大島定吉君) 下條恭君

○委員長(大島定吉君) 深水六郎君

○委員長(大島定吉君) 新谷寅三郎君

○委員長(大島定吉君) 小澤佐重喜君

○委員長(大島定吉君) 申されました。

○簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第四百六十三号)

○簡易生命保険及び郵便年金積立金運

用再開に関する請願(第四百九十四

の結果を本委員会で更に検討するといふことにした方が進行が早いと思うのですが、若し御賛成があれば各派から委員を選んで、委員の数は大体六名程度にして、その指名は委員長において指名されるよう御一任したいと思いますが如何でしょうか。

○委員長(大島定吉君) 只今新谷君の動議の小委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大島定吉君) 御異議がない

○委員長(大島定吉君) 国務大臣

○委員長(大島定吉君) 申します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大島定吉君) 認めます。速記を止めます。

(速記中止)

○委員長(大島定吉君) 速記を始め

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大島定吉君) 認めます。速記を止めます。

(速記中止)

○委員長(大島定吉君) 速記を始め</p

| | |
|---|---|
| 三 加入年齢に関する事項 | 四 保険契約の成立に関する事項 |
| 五 保険料の拂込及びその拂込猶予期間並びに保険料の還付に関する事項 | 六 保険金の削減その他保険金の支拂に関する事項 |
| 七 保険契約の変更及び解除、保険契約関係者の異動及び変更並びに被保険者の年齢の錯誤に関する事項 | 八 還付金の支拂に関する事項 |
| 九 保険契約の復活に関する事項 | 十 保険契約者貸付に関する事項 |
| 十一 剰余金の分配に関する事項 | 十二 保険契約款は、簡易生命保険郵便年金事業審議会の議を経て、郵政大臣が定める。 |
| 十三 保険契約款は、官報で公示しなければならない。 | 十四 この法律及び保険契約款は、郵便局に備えて、保険契約の申込をする者の閑體に供しなければならない。 |
| (保険契約者の制限) | (保険契約者又は保険金受取人の代表者) |
| 第十一條 被保険者の年齢が十年に満たない間は、保険契約者を保険受取人とする。 | 第十二條 同一の保険契約につき保険契約者又は保険金受取人が数人あるときは、それらの者は、各代表者一人を定めなければならない。この場合には、この代表者は、当該保険契約につき、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものと定める。 |
| 第十二條 同一の保険契約につき保険契約者又は保険金受取人が数人あるときは、それらの者は、各代表者一人を定めなければならない。この場合には、この代表者は、当該保険契約につき、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものと定める。 | 第十三條 同一の保険契約につき保険契約者が數人あるときは、当該保険契約につき保険契約者の一人に対しても、その効力を有する。 |
| (債務の連帯) | (債務の種類) |
| 第十三條 同一の保険契約につき保険契約者が數人あるときは、当該保険契約につき保険契約者の一人に対しても、その効力を有する。 | 第十四條 簡易生命保険は、終身保険(終身保険) |
| 第十四條 簡易生命保険は、終身保険及び養老保険とする。 | 第十九條 被保険者のため積み立てるべき金額は、前條の基礎によつて、純保険料式で計算する。但し、保険料拂込保険契約及び保険約款の |
| (第三者を保険金受取人とする契約) | 第二十條 簡易生命保険では、被保険者の身体検査を行わない。 |
| 第九條 保険契約においては、第三者 | 第二十一條 保険契約の申込の當時、保険契約者又は被保険者が質問表に掲げる質問事項につき誤り又は重大な過失に因つて事実を告げず、又は眞実でない事を告げたときは、國は、保険契約の解除をすることができる。但し、國がその事実を知り、又は過失に因つてこれを知らなかつたときは、この限りでない。 |
| (被保険者の制限) | 第二十二條 前條の規定により國が保険契約の解除をしたときは、その解除は、將來に向つてのみ効力を生ずる。 |
| 第七條 年齢十年に満たない者を被保険者とする保険契約においては、保険契約者は、被保険者の父、母、祖父母、祖母、兄又は姉でなければならぬ。 | 第二十三條 第十一條の規定による解約は、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、保険金受取人に對する意思表示によつても、これをすることができる。 |
| (第三者的被保険者とする契約) | 第二十四条 保険契約は、その申込を承諾したときは、申込の日において成立したものとみなし、且つ、その日から効力を生ずる。 |
| 第八條 第三者の死にて因り保険金を支拂うことを定める保険契約をすることは、その者の同意がなければならない。但し、その第三者が保険金受取人であるとき、又は年齢十年に満たない者であるときは、この限りでない。 | 第二十五条 保険契約の申込を承諾したときは、保険証書を作成し、これを保険契約者に交付する。 |
| (被保険者の種類) | 第二十六条 保険証書には、左の事項を記載することを要する。 |
| 第十九條 被保険者のため積み立てるべき金額は、前條の基礎によつて、純保険料式で計算する。但し、保険金の支拂をする責に任せず、ま | 二 保険料の額 三 保険金額 四 保険契約者の氏名又は名称 五 被保険者の氏名及び生年月日 六 被保険者が年齢十年に満たない |

を保険金受取人としていることができる。この場合には、保険契約者は、國に對し保険料を支拂わなければならぬ。

(第三者的利益享受)

ときは、その第三者は、当然保険契約の利益を受ける。

第十條 保険金受取人が第三者であるとき

ときは、その第三者は、當然保険契約の利益を受ける。

するものをいう。

(養老保険)

第十六條 養老保険とは、被保険者の生存中に保険期間が満了し、又はその期間の満了前に被保険者が死亡したことにより保険金の支拂をするものをいう。

定めるところにより魔疾に因る保険料拂込の免除を受けた保険契約については、その効力発生後十年を経過しない間に限り、チルメル式で計算することができる。

定めるところにより魔疾に因る保険料拂込の免除を受けた保険契約は、その返還を請求することができない。但し、保険契約者において、被保険者の死亡の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基かないことを証明したときは、この限りでない。

(解約の相手方)

第二十三条 第十一條の規定による解約は、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、保険金受取人に對する意思表示によつても、これをすることができる。

2

前項但書に規定するチルメル式計算におけるチルメル控除額は、三箇月分の保険料に相当する額をこえないとする。

2

前項但書に規定するチルメル式計算におけるチルメル控除額は、三箇月分の

場合には、第八條の規定を準用する。

(契約の乗換)

(還付金の支拂)

第三十九條 保険契約の解除、失効若しくは変更又は保険金支拂の免責(第三十五條第二号の場合を除く。)

の場合には、保険金受取人は、保険約款の定めるところにより、被保險者のために積み立てられた金額の百分の八十から九十八までに相当する額の範囲内において、還付金の支拂を請求することができる。

(復活の申込)

第四十條 第二十八条の場合には、保険契約者は、保険契約の失効後一年を経過する前に限り、その復活の申込をすることができる。

(復活の効力発生)

第四十一條 保険契約の復活は、その申込を承諾したときは、その申込の日から効力を生ずる。

2 前項の場合においては、保険証書に保険契約復活の旨を記載する。

(復活の効果)

第四十二條 保険契約が復活したときは、始めからその効力を失わなかつたものとみなす。

(準用規定)

第四十三條 保険契約の復活の場合には、第二十一條から第二十三條まで、第二十六條、第二十七條及び第四十八條の規定を準用する。

(復活した場合の保険金の削減)

第四十四條 被保險者が保険契約復活の効力発生後一年を経過する前に災害又は伝染病予防法第一條第一項の伝染病に因らないで死亡したときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支拂う。

第四十五條 保険契約の効力発生後一年を経過した個又は数個の保険契約の被保險者(被保險者が数人ある場合にはそのうち一人)を被保險者とする新たな保険契約の申込をする者は、既に成立している保険契約を消滅させて、当該保険契約の被保險者のために積み立てられた金額と当該保険契約につき保険金支拂の事由が発生したとすれば第四十七條の規定により分配されるべき剩余金の額との合計額(当該保険契約に關し未拂保険料、貸付金その他の国が弁済を受けるべき金額があるときは、これを差し引いた残額。以下第二項において同じ。)を新たな保険契約の保険料の全部又は一部に充てることを請求することができる。この場合において、既に成立している保険契約の保険契約者と新たな保険契約の申込をする者が異なるときは、既に成り立している保険契約の保険契約者の同意がなければならない。

2 前項の請求があつた場合において、新たな保険契約が効力を発生したときは、既に成立している保険契約は、その効力を失い、当該保険契約に関し國が有する未拂保険料、貸付金その他の債権は消滅し、同項の合計額は、保険約款の定めるところにより、新たな保険契約の保険料に充てられるものとする。

(貸付金の法定弁済)

第四十六條 國が保険約款の定めるところにより保険契約者に対して貸付をした場合において、保険契約者が貸付金の弁済をしないで弁済期後四年を経過したときは、國は、保険約

款の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて保険金額の減額をすることができる。

(剩余金の分配)

第四十七條 簡易生命保険事業の經營上剩余を生じたときは、保険約款の定めるところにより、保険金受取人にこれに分配する。

2 保険約款の定めるところにより保険料拂込の免除を受けた保険契約又は保険料拂込の免除を受けた保険契約については、保険料拂込の免除を受けたときには、その支拂は、有

り、その全部又は一部を減ずる。

3 第三十一條の規定により保険金を支拂う場合には、前二項の規定は適用しない。

(保険料の還付)

第四十八條 保険契約の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保險者が善意で且つ重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の還付を請求することができる。

(譲渡禁止)

第四十九條 保険金、還付金又は剩余金を受け取るべき権利は、譲り渡すことなどができない。

(差押禁止)

第五十条 保険金又は還付金を受け取るべき権利は、差し押えることができない。

(控除支拂)

第五十一条 保険金、還付金、剩余金又は保険契約者若しくは保険金受取人に還付する保険料を支拂う場合に

おいて、当該保険契約に關し未拂保険料、貸付金その他の國が弁済を受けたときには、支拂金額があるときは、支拂金額

からこれを控除する。

(正規の支拂)

第五十二条 保険金、還付金、貸付金、又は保険契約者又は保険金受取人が審査請求書を審査会に提出した後六箇月を経過しても審査会が裁決をしないときは、前項の規定にかかるわらず、その審査請求書を提出した者は、民事訴訟を提起することができる。

2 保険契約者及び保険金受取人の権限及び組織

第五十三条 保険約款の改正は、既に存する保険契約に對してその効力を及ぼさない。

2 郵政大臣は、保険約款を改正する場合において、保険契約者、被保險者及び保険金受取人の全体の利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、前項の規定にかかわらず、既に存する保険契約についても、将来に向かつてその改正の効力が及ぶものとすることができる。但し、左に掲げる事項については、この限りでない。

1 前納保険料の割引率の引下に関する事項

2 第一項の審査請求書を提出した者が前項の規定により民事訴訟を提起したときは、審査会は、当該審査請求につき審査をしない。

3 第二項の審査請求書を提出した者は、前項の規定により民事訴訟を提起したときは、審査会は、当該審査請求につき審査をしない。

2 郵政大臣は、保険契約を改正する場合において、保険契約者、被保險者及び保険金受取人の全体の利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、前項の規定にかかわらず、既に存する保険契約についても、将来に向かつてその改正の効力が及ぶものとすることができる。但し、左に掲げる事項については、この限りでない。

1 前納保険料の割引率の引下に関する事項

2 第一項の審査請求書を提出した者が前項の規定により民事訴訟を提起したときは、審査会は、当該審査請求につき審査をしない。

3 第二項の審査請求書を提出した者は、前項の規定により民事訴訟を提起したときは、審査会は、当該審査請求につき審査をしない。

2 審査会は、委員十三人以内をもつて組織する。

3 前項に規定するものの外、審査会の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

(審査の請求)

第五十四条 保険金、還付金及び剩余金の支拂義務並びに保険料の返還義務は五年、保険料の拂込義務は一年

を経過したときは、時効に因つて消滅する。

2 審査会は、委員十三人以内をもつて組織する。

3 前項に規定するものの外、審査会の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

(審査の請求)

第五十五条 保険契約者又は保険金受取人が、簡易生命保険の契約上の権利義務に關する事項について、國を

被告として民事訴訟を提起するに

は、簡易生命保険郵便年金審査会(以下「審査会」という。)の審査を経なければならぬ。

2 保険契約者又は保険金受取人が審査請求書を審査会に提出した後六箇月を経過しても審査会が裁決をしないときは、前項の規定にかかるわらず、その審査請求書を提出した者は、民事訴訟を提起することができる。

3 第一項の審査請求書を提出した者が前項の規定により民事訴訟を提起したときは、審査会は、当該審査請求につき審査をしない。

2 第二項の審査請求書を提出した者は、前項の規定により民事訴訟を提起したときは、審査会は、当該審査請求につき審査をしない。

3 第二項の審査請求書を提出した者は、前項の規定により民事訴訟を提起したときは、審査会は、当該審査請求につき審査をしない。

2 審査会は、委員十三人以内をもつて組織する。

3 前項に規定するものの外、審査会の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

(審査の請求)

第五十六条 審査会は、委員十三人以内をもつて組織する。

3 前項に規定するものの外、審査会の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

(審査の請求)

第五十七条 審査会は、郵政省に置き、第五十五條及び郵便年金法(昭和二十四年法律第二号)第四十條の規定によりその権限に属させられた事項を處理する。

(審査会の権限及び組織)

第五十八条 審査会は、郵政省に置き、第五十五條及び郵便年金法(昭和二十四年法律第二号)第四十條の規定によりその権限に属させられた事項を處理する。

(審査の請求)

第五十九條 審査の請求は、審査請求書を審査会に提出して、これをするものとする。

(審査の請求)

第六十条 審査請求書には左の事項を記載し、請求人又はその法定代理人人が、これを記名押印しなければならない。

1 請求人の氏名又は名称、生年月日及び住所

| | |
|--|--|
| 二 法定代理人の氏名及び住所 | 三 保険契約者、被保険者及び保険金受取人の氏名又は名称 |
| 四 保険証書の記号番号 | 五 請求の趣旨 |
| 六 請求の理由 | 七 証拠書類があるときは、これを審査請求書に添えて差し出さなければならぬ。 |
| 八 法定代理人が審査請求をするときは、審査請求書にその資格を証明する文書を添えて差し出さなければならぬ。 | 九 審査請求人が数人あるときは、請求人は、代表者一人を定めなければならぬ。この場合には、その代表者は、その請求に係る審査に關する事項につき、他の者を代理するものとする。 |
| (請求の取下) | (審査の請求) |
| 第十條 審査の請求は、審査会の裁決がある前に限り、その全部又は全部を取り下げることができる。 | 第十九條 審査請求書の提出 |
| 二 前項の取下は、書面でするものとする。 | 第六十條 審査会は、審査請求書の提出があつたときは、その謄本を作成し、郵政省簡易保険局長に送付しなければならない。 |
| (書面審理) | (謄本の送付及び弁明書の提出) |
| 第六十一條 審査会の審査は、審査請求書及び弁明書について行う。(審査会の議事) | 第六十二條 審査会の会議は、委員の |

| |
|--|
| 過半数の出席がなければ開くことができない。 |
| 二 審査会の議事は、出席委員の過半數で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 |
| 三 証拠書類があるときは、これを審査請求書に添えて差し出さなければならぬ。 |
| 四 法定代理人が審査請求をするときは、審査請求書にその資格を証明する文書を添えて差し出さなければならぬ。 |
| 五 審査請求人が数人あるときは、請求人は、代表者一人を定めなければならぬ。この場合には、その代表者は、その請求に係る審査に關する事項につき、他の者を代理するものとする。 |
| (請求の取下) |
| 第六十三條 審査会は、文書をもつて裁決を行う。 |
| (裁決の記載事項) |
| 第六十四條 審査会の裁決書には、左の事項を記載し、裁決に參加した委員が、これに記名押印しなければならない。 |
| 一 裁決の主文 |
| 二 事実及び争点の要旨 |
| 三 裁決の理由 |
| 四 請求人及び法定代理人の氏名又は名称及び住所 |
| 五 裁決の効力発生 |
| 第六十五條 裁決は、裁決書の正本が請求人に到達した時に、その効力を生ずる。 |
| (却下) |
| 第六十六條 審査の請求が審査会の権限に属しない事項についてされたときは、裁決をもつて却下する。 |
| (再審査の請求) |
| 第六十七條 審査会の裁決を経た事件については、更に審査会の審査を請求することができない。 |
| 第四章 簡易生命保険郵便年金事業審議会(以下「審議会」といふ)は、 |
| 一 事業審議会 |
| 二 (審議会の権限及び組織) |
| 第六十八條 簡易生命保険郵便年金事業審議会(以下「審議会」といふ)は、 |
| 一 郵政省に置き、第六條第二項及び第六十條第一項並びに郵便年金法第六條第二項及び第四十二条第一項の規定によりその権限に属させられた事 |

| |
|---|
| 一 この法律施行前の簡易生命保険契約に係る保険の種類、保険金の削減、被保険者が年齢十年に満たない前の簡易生命保険契約についても適用する。 |
| 二 審議会は、前項の外、郵政大臣の諮問に應じて、簡易生命保険及び郵便年金事業の經營に關する重要事項を調査審議する。 |
| 三 審議会は、前項の事項について、関係各大臣に建議することができない。 |
| 四 審議会の組織に関する事項は、政令で定める。 |
| 五 第五章 被保険者の保健施設(被保険者の保健施設) |
| 第六十九條 郵政大臣は、被保険者の健康を保持し、又はこれを増進するため必要な保健施設を設けることができる。 |
| 二 前項の保健施設に要する費用は、國の負担とする。但し、郵政大臣が特に必要があると認めたときは、命令の定めるところにより、被保険者の負担とすることができる。 |
| 三 第六章 積立金の運用 |
| 四 第七章 積立金の運用 |
| 五 郵政大臣は、この法律施行前に置いて、旧法第二十八条ノ二に規定する簡易生命保険及郵便年金事業委員会の議を経て第六條第一項の簡易生命保険約款を定めることができる。 |

| |
|--|
| 一 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五項の規定は、公布の日から施行する。 |
| 二 積立金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による運用をするまで一時これを大藏省預金部に預け入れることができる。 |
| 三 債券の應募、引受又は買入 |
| 四 國債、地方債、社債その他の有 |
| 五 公共團体に対する貸付 |
| 六 積立金は、前項の規定によると、同項の規定による運用をするままで一時これを大藏省預金部に預け入れることができる。 |

昭和二十四年五月十一日印刷

昭和二十四年五月十二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局